



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なみあい育遊会
- 3 代表者の氏名
佐々木 重 義
- 4 主たる事務所の所在地
長野県下伊那郡阿智村浪合17番地288
- 5 定款に記載された目的
この法人は、全国の青少年に対して、自然体験活動と共同生活体験に関する事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人めだかの学校
- 3 代表者の氏名
佐 藤 清 子
- 4 主たる事務所の所在地
長野県岡谷市天竜町二丁目3番20号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、すべての高齢者及び子どもが利用できる宅幼老所を設立し、この宅幼老所において、介護予防のために心身を活性化させ、生き甲斐が得られるサービスを提供する事業、子どもに対して、不登校児童及び母子、父子家庭児童のケアを行い、福祉の増進及び健全育成に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
信濃都市計画下水道 信濃町公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県生活環境部生活排水対策チーム及び信濃町上下水道課

生活排水対策チーム

公告

平成18年9月19日、上田農水土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年9月19日、上田市二ヶ村堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成18年度信州型森林地理情報システム構築事業空間データ整備第2号業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成19年3月10日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 最低制限価格
設定有り。
 - (6) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当

する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者、若しくは測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (3) 長野県内に本店を有する者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県土木部長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 過去に国又は地方公共団体の委託を受けて、本業務と同種の業務の実績又は類似業務の実績を有する者であること。
- (7) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条第1項の規定による情報処理技術者試験のうち、基本情報技術者試験に合格した者若しくはこれと同等の情報システムに関する資格を有する者

イ 測量士の資格を有する者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部森林づくりチーム

電話 026(235)7267

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限、提出方法及び提出先

ア 受領期限 平成18年10月10日

イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月12日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 林務部会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもってした入札のうち、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) 4の(8)の決定を受けた者は、平成18年度信州型森林地理情報システム構築事業空間データ整備第3号及び第4号業務委託契約の相手方となることができないものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

森林づくりチーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ三輪店

長野市三輪5-43-21ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
かたぎり薬局株式会社	長野市三輪1-23-8	片桐勇

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
かたぎり薬局株式会社	長野市三輪1-23-8	片桐勇

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ七瀬店
長野市大字鶴賀字呑沢580ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ吉田店
長野市吉田4-3-21ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小 山 重 雄
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田 熊 太 郎

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小 山 光 作
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田 熊 太 郎

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ松代店
長野市松代町字殿町城址21-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小 山 重 雄	小 山 光 作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ稲葉店
長野市大字稲葉字母袋沖748ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

- 4 変更した年月日
平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)
- 5 届出年月日
平成18年8月3日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年9月25日から平成19年1月25日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ上松店
長野市上松4-945ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

- 4 変更した年月日
平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)
- 5 届出年月日
平成18年8月3日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

更北中央ショッピングセンター

長野市青木島町大塚字北島946ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
有限会社スーパーまるやま	長野市青木島町大塚1021-1	丸山広実
有限会社大山商店	長野市諏訪町506	大山登

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
有限会社スーパーまるやま	長野市青木島町大塚1021-1	丸山広実
有限会社大山商店	長野市諏訪町506	大山登

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)

平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ若槻店

長野市徳間1-10-5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)

平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

篠ノ井イーストショッピングセンター
長野市篠ノ井会字上東原758-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社アベイル	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4	島村治伸
株式会社健康家族	岡谷市赤羽1-4-18	矢部 一

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
株式会社アベイル	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4	島村治伸
株式会社健康家族	岡谷市赤羽1-4-18	矢部 一

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)
平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田店

上田市小泉高田715-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
合資会社大定商店	上田市浦野47-18	大井定雄
株式会社ノリ薬局	上田市蒼久保1525-6	柳澤徳行
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 洵 恵美子

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
合資会社大定商店	上田市浦野47-18	大井定雄
株式会社ノリ薬局	上田市蒼久保1525-6	柳澤徳行
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 洵 恵美子

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田中之条店

上田市中之条字大長田390-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

中沢 要作

上田市中之条683

田中 順一

上田市中之条304

田中 利夫

上田市中之条608

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)

平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田東店

上田市住吉字塚田584-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年 4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年 5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年 9月 6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年 9月25日から平成19年 1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 9月25日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤサンライン上田店

上田市芳田字寺田1513-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住 所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田熊太郎
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8	舟橋政男

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田熊太郎
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8	舟橋政男

4 変更した年月日

平成18年4月24日(株式会社マツヤの住所変更)

平成18年5月29日(株式会社マツヤの代表者の変更)

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム